第４章　基本目標Ⅳ：快適環境

すべての人が安全・安心・快適な環境の中でくらし活動できるまち

①　施策の実施状況

● 大気汚染物質の測定（資料 P.83、84）（用語解説 P.97、98、102）

▶大気環境の監視

人の健康や生活環境に影響を及ぼす恐れのある大気汚染の原因となる主な物質には、二酸化窒素や浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素、光化学オキシダントなどがあります。

区では、池袋測定室（区役所内）、巣鴨測定室（区民ひろば清和第二内）および要町測定室（区民ひろば要内）の３か所に測定室を設置し、これらの物質に加え、大気汚染に影響を及ぼしやすい風向・風速・温度・湿度について常時監視しています。

〈環境基準の達成状況〉

物質名	二酸化窒素			浮遊粒子状物質			二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント
測定室	池袋	巣鴨	要町	池袋	巣鴨	要町	要町	池袋	巣鴨
R7 年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
R6 年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×
R5 年度	○	○	―	○	○	―	―	○	×
R4 年度	○	○	―	○	○	―	―	○	×
R3 年度	○	○	○	○	○	○	○	○	×

※要町測定室の達成状況は、令和３年度以前は移転前の長崎測定室（千早２丁目）のものです

▶光化学スモッグ

光化学オキシダントが気象条件等により高濃度になり、白くモヤがかかったような状態を「光化学スモッグ」といいます。光化学スモッグが発生すると、目の痛み、息苦しさ、頭痛など人体への影響が出る場合があります。

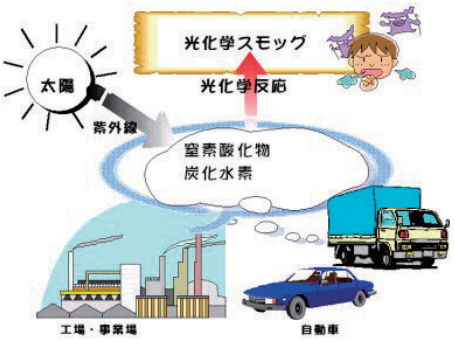

大気中の光化学オキシダント濃度は、環境基準が達成されないまま横ばい傾向を続けており、気象条件によっては光化学スモッグが多発することも考えられます。高濃度の光化学オキシダントの発生が継続する場合は、「光化学スモッグ注意報」が発令され、学校などでの屋外活動が制限されることがあります。

▶幹線道路沿いの二酸化窒素濃度

区では、大気汚染常時測定を補完するため、幹線道路における二酸化窒素濃度の現況の把握を目的に、簡易測定器による二酸化窒素濃度の個別調査を実施しています。令和７年度は 16 路線で実施し、最高値は 0.024ppm（鴨下通り）、最低値は 0.010ppm（立教通り）でした。

≪評価・分析≫

大気環境は、平成 12 年度の東京都のディーゼル車規制以降少しずつ改善され、都内では光化学オキシダントを除いて環境基準を達成しています。夏季は、気温が高く日射量が多いことから、光化学スモッグ注意報が発令されることがあり、特に注意が必要です。光化学スモッグの原因物質である VOC（揮発性有機化合物）及び窒素酸化物の排出削減対策を広域的に実施することが重要です。

≪今後の取組≫

大気汚染状況の監視を継続し、区民に情報提供するとともに、VOC を取り扱う工場等への指導や、一般家庭やオフィスにおける VOC 排出削減についての周知啓発により、VOC 排出削減対策を進め、大気環境の改善を目指します。（環境保全課公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 交通騒音・振動（資料 P.85、86、87）

区では、自動車及び鉄道の騒音・振動調査をしています。

幹線道路交通に関しては、自動車騒音の常時監視（環境基準調査）、自動車騒音・振動調査（要請限度調査）、交通量調査をしています。

鉄道に関しては、在来線には環境基準が定められていませんが、「新幹線鉄道騒音測定･評価マニュアル」等に準じた測定をしています。



鉄道騒音・振動測定の様子

≪評価・分析≫

道路の環境基準の達成状況は、令和７年度に評価した区間の全体で昼間で 95.0%、夜間で 90.1% でした。鉄道については、在来線は基準がありませんが、新幹線鉄道騒音の環境基準を参考に比較すると、基準を超えています。

≪今後の取組≫

測定結果は道路や鉄道の管理者等に報告し、騒音・振動の低減対策を進めるよう要望していきます。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 環境アセスメント（環境影響評価）

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある道路、鉄道、工場、高層建築物などの対象事業を実施するとき、事業者があらかじめ周辺の環境に与える影響を事前に調査、予測および評価してその結果を公表し、住民、自治体や専門的立場からの審査、意見を聴いて環境に配慮された事業になるよう手続きが進められます。

区内では「池袋駅西口地区及び池袋駅直上西地区第一種市街地再開発事業」の環境影響評価手続きが進められています。区は事業者が作成した環境影響評価書案に関して、知事に対して大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境、景観、その他に関する配慮等の意見を提出しました。

このほか、現在、区に関係する手続き中の事業は、首都高速中央環状新宿線（目黒区青葉台～豊島区南長崎間）建設事業、首都高速中央環状新宿線（豊島区南長崎～板橋区中丸町間）建設事業です。

≪評価・分析≫

公害の発生や自然環境の喪失が起こると、健康で快適な生活を損なうばかりでなく、回復が困難な場合もあります。良好な環境を保全していくためには未然防止対策が重要です。令和７年度は、新たな事業はありませんでした。

≪今後の取組≫

法令に基づき、手続き中の事業に関して、区民への影響に関する知事への意見書の提出や、評価書等の区民への縦覧等を行います。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 土壌地下水汚染対策（資料 P.88）（用語解説 P.97）

有害物質を取り扱った履歴のある工場等を廃止するときや、一定規模以上の土地の改変をするときなどに、調査や対策が義務付けられています。区では、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、環境確保条例）に基づき、工場・指定作業場の廃止の際の土壌汚染対策について指導をしています。

一方、土壌汚染は人への健康影響のほか、不動産価値へも影響を与えるため、不動産関係業者は不動産取引の際に関係情報を収集する必要があります。区では、窓口やホームページで法令による土壌汚染対策等の関連情報を提供しています。

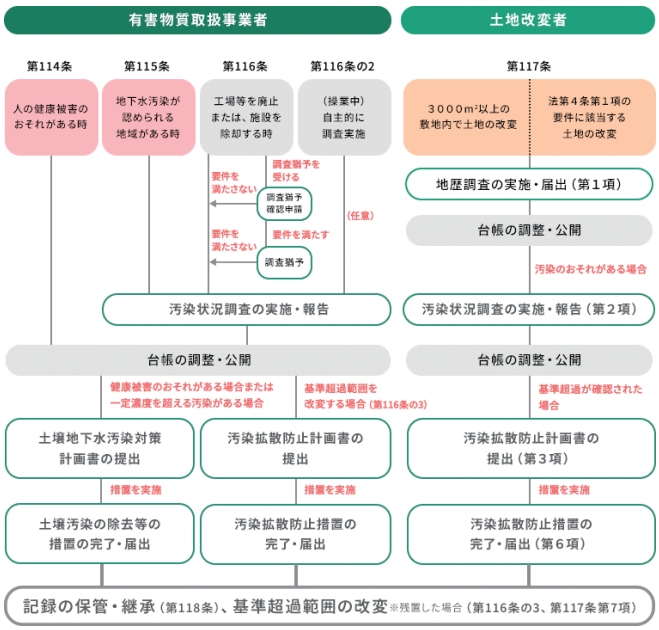

環境確保条例の土壌汚染対策に係るフロー図

地下水汚染の状況の監視については、東京都が水質汚濁防止法に基づき行っています。区では、有害物質を取り扱っている工場の周辺の地下水を定期的に調査しています。

≪評価・分析≫

土壌汚染に関する届出件数は、年により変動がありますが、おおむね年間 10 件以内で、そのうち土壌汚染処理基準の超過が確認される件数は年間数件です。令和 7 年度は 6 件の調査結果の届出があり、うち 1 件で基準超過が確認されました。

不動産関係業者の土壌汚染情報調査はホームページでの情報提供を開始してから、窓口への来庁件数は減少しています。

地下水の調査結果については、例年から大きな変化はありませんでした。

≪今後の取組≫

土壌汚染が判明した際には、周辺住民と事業者双方が土壌汚染による健康影響について正しく理解することが重要です。区は、事業者への指導や周辺住民への情報提供、事業者と周辺住民とのコミュニケーションの橋渡しなど、安全安心に関する取組を進めていきます。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 公害苦情（資料 P.88）

区には、騒音、振動、悪臭等の公害に関する様々な苦情が寄せられています。公害苦情で特に多いのは建設・解体工事に伴う騒音苦情です。区では、これらの苦情現象の改善のため、法令に基づいた指導や、注意などを実施しています。

また、区では、騒音計や振動レベル計の貸し出しをしています。

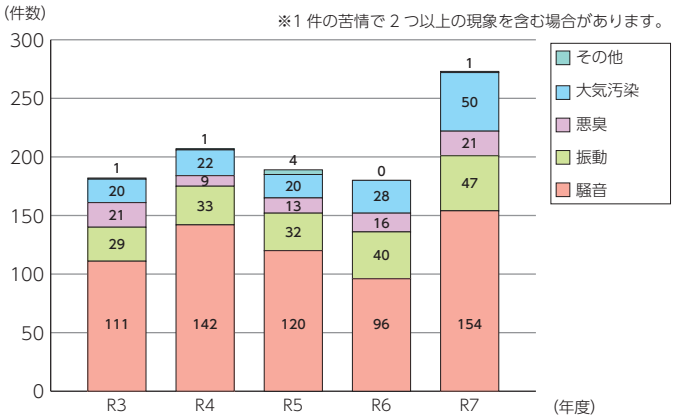

公害現象別の苦情件数の推移

≪評価・分析≫

令和 7 年度は例年と比較して苦情件数が増加しました。特に建設作業による騒音に関する苦情と飲食店によるカラオケ等の騒音に関する苦情が増加しています。

≪今後の取組≫

関係する届出を受け付けた際の指導や注意喚起、建設工事の立入検査による状況把握などにより、公害苦情に関する未然防止や迅速対応に努めます。（環境保全課公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 建設作業に関する規制（資料 P.88）（用語解説 P.100）

騒音規制法・振動規制法では、さく岩機を使用する作業など、著しい騒音や振動を発生する作業（特定建設作業）について、事前の届出や基準、作業時間の制限を規定しています。



特定建設作業に該当しない作業についても、使用する重機によっては環境確保条例の指定建設作業に該当し、基準や作業時間の制限があります。

解体工事は、騒音や振動が発生しやすく、住居が近接した都内では近隣住民の理解が得られない場合があります。区では、「豊島区建築物等の解体工事における事前対策等に関する要綱」により、建築物を解体する場合に、隣接住民への説明と大気汚染防止法に基づく工事内容や連絡先等についての掲示を指導しています。

≪評価・分析≫

解体工事件数は増加傾向にあり、令和 10 年ころにピークを迎えるとされています。令和 7 年度の特定建設作業の届出件数は、騒音規制法及び振動規制法合わせて 576 件で、前年度より 55 件増加しました。

≪今後の取組≫

建設工事は公害苦情の約７割を占めています。今後増加が見込まれる解体工事による苦情を防止するため、要綱による隣接住民への事前周知について事業者への周知啓発の強化に取り組みます。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 工場・指定作業場、特定施設の規制（資料 P.88、89）

騒音や振動等の公害が発生するおそれのある工場等の事業場については、公害の未然防止の観点から、認可や届出等を義務付け、立地の制限や規制基準の遵守を求めています。

これらの対象事業場は、作業内容や使用機械の規模によって、環境確保条例では「工場」もしくは「指定作業場」、騒音規制法や振動規制法では「特定施設」として規制基準が定められています。

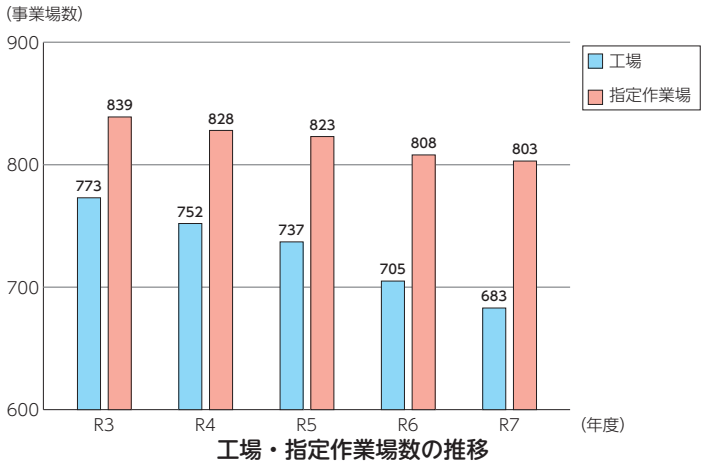

工場・指定作業場数の推移

≪評価・分析≫

工場等の件数は年々減ってきており、令和７年度は、前年度より工場が 22 件、指定作業場が５件の減少となっています。苦情の対象となるケースも建設作業と比べると少ない状況です。

≪今後の取組≫

工場等の認可・届出の際の指導により基準遵守の徹底を推進します。（環境保全課公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 中高層集合住宅の建築における事前協議（資料 P.89）

ワンルームマンションなどの中高層集合住宅による生活騒音等の公害の発生を未然に防ぐため、「中高層集合住宅建築物の建築に関する条例」に基づき、エアコン室外機や給湯器などによる騒音発生抑制について、集合住宅の設計時に事前協議を行っています。

≪評価・分析≫

マンション需要は増加が見込まれており、今後マンション建設が増える可能性があります。令和７年度の事前協議件数は 40 件で、前年度より７件増加しました。

≪今後の取組≫

マンション建築後の周辺住民による苦情を防止するため、設計の時点で丁寧な指導を行います。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● アスベストの飛散防止対策（資料 P.89）（用語解説 P.96）

建築物等の解体・改修工事を行う際には、建材にアスベストが含まれているかどうかについて事前調査を実施し、現地へ掲示しなければなりません。一定規模以上の工事についてはアスベスト調査結果を区へ報告する必要があります。また、吹き付けアスベスト等の飛散性アスベストについて除去等の作業を行う際には、事前にアスベスト工事の届出をすることになっています。



鉄骨に吹付けられたアスベスト

区では、アスベスト飛散防止対策が適切に行われることを、書面と現地調査にて確認しています。また、令和６年度からは、アスベストの飛散防止対策を促進すべく、解体・改修工事の際に行う吹付けアスベストの分析調査費用の助成をしています。

取組指標	基準値（R5年度）	目標値（R12年度）	目安値（R7年度）	実績（R7年度）	目安値の進捗状況
解体工事現場への立入検査によるアスベスト施工状況確認件数	548 件 / 年	550 回 / 年	550 回 / 年	718 回 / 年	

≪評価・分析≫

令和７年度は前年度に比べ、アスベスト工事の届出件数が１件減少しました。解体工事件数は増加傾向にあり、令和 10 年ころにピークを迎えるとされています。今後、アスベストが使用されている建築物について、解体や改修が行われるケースが増加することが予想されます。

≪今後の取組≫

解体や改修工事を行う事業者が適正に施工を行うよう、アスベスト調査や、工事の際のアスベスト飛散防止対策について立入検査を実施し、アスベストの飛散防止の徹底に取り組みます。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● ダイオキシン類（資料 P.89、90）(用語解説 P.100)

ダイオキシン類は、ものが燃えることで生成されます。

区では、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「一組」）と合同で、区内 5 地点の大気および、6 地点の土壌の測定を行っています。

一組では大気、土壌のほか、豊島清掃工場の排気ガス、排水などの測定を行っています。

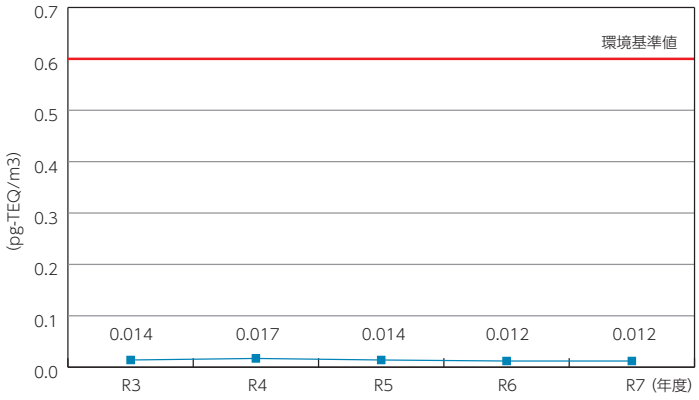

大気中ダイオキシン類濃度の推移

≪評価・分析≫

測定結果はいずれも環境基準を大きく下回っています。

≪今後の取組≫

継続的にダイオキシン類濃度を把握するため、引き続き測定を行います。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 放射能・放射線（資料 P.90）

平成 23 年 3 月に起こった原発事故により、都内にも放射性物質が飛散しました。区では、同年 6 月から測定を実施しています。

平成 23 年から平成 24 年にかけて実施した学校、幼稚園、認可保育所及び公園等の詳細測定の結果、区内には高線量（「豊島区放射性物質対策ガイドライン」の目標値である 0.23 μ Sv/h を超える放射線量）の地域はありませんでした。一部の雨水のたまりやすい場所に、局所的に高線量の場所がありましたので、除染を実施しました。



空間放射線測定の様子

平成 27 年には、池袋本町電車の見える公園で放射性物質「ラジウム 226」が封入されたカプセルが埋まっていたために、高い放射線量が検出されました。当該カプセルは発見後速やかに除去し、公園内の詳細な測定により安全を確認しました。その後区内の学校、幼稚園、保育所、公園等、子どもが利用する施設 243 施設について詳細に測定し、すべての施設で安全を確認しました。

現在区では、南池袋公園にて定期的に空間放射線測定を実施しています。また、簡易放射線測定器の貸出しをしています。

≪評価・分析≫

令和 7 年度の南池袋公園における空間放射線量は、これまでの測定結果同様、安定した低い値で推移しています。

≪今後の取組≫

区の測定のほか、東京都ホームページで公表されているモニタリングポストによる測定結果等について注視し、非常時には職員が速やかに状況確認できるよう測定体制を整えるとともに、局所的に高い値が確認された際には、迅速に除染等の対応をします。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 化学物質の適正管理・ＶＯＣ対策（資料 P.90）

大気中の VOC(揮発性有機化合物)は、光化学オキシダントの生成原因の一つです。工場等からの VOC 排出量は以前と比較すると減少していますが、前述のとおり光化学オキシダントは環境基準を達成していないため、さらなる排出抑制が必要です。また、都内では、一般家庭やオフィスからの VOC 排出量が排出量全体の約 23%と推計されており（令和 2 年度 東京都調査)、工場等以外からの排出抑制も必要です。

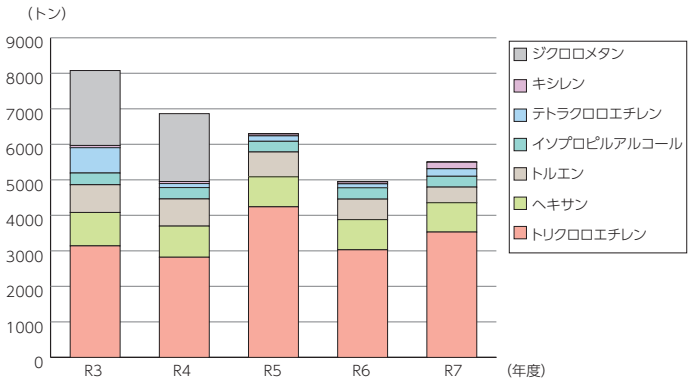

工場等からの VOC 排出量の推移

東京都は、VOC 対策ガイドの配布や、セミナーの実施、アドバイザーの派遣などにより、事業者に対して排出抑制を呼び掛けています。

区では、事業所への立ち入り指導や VOC 排出抑制に関する周知啓発を行っています。なお、環境確保条例では、工場等において「適正管理化学物質」を年間 100kg 以上取り扱った場合に使用量等報告書の届出が義務付けられています。

取組指標	基準値 (R5年度)	目標値 (R12年度)	目安値 (R7年度)	実績 (R7年度)	目安値の 進捗状況
VOC(揮発性有機化合物) 排出事業場立入指導件数	5回/年	6回/年	6回/年	6回/年	

≪評価・分析≫

令和7年度の工場等からのトリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの排出量が前年度より約1割増加しています。

≪今後の取組≫

光化学オキシダントの発生抑制のため、工場等への立ち入り指導、一般家庭やオフィスへの情報発信等を通じてVOC排出削減を推進します。(環境保全課　公害対策グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-1　健康・快適な環境を保全する

● 路上喫煙・ポイ捨て対策（資料 P.90）



路上喫煙禁止のポスター

たばこの火による事故や、吸い殻等のポイ捨てによるごみの散乱が、現在大きな社会問題になっています。

区では平成23年5月に区内全域「路上喫煙・ポイ捨て禁止」を基本とした「路上喫煙及びポイ捨て防止に関する条例」を定め、安全で快適な街づくりを進めています。

≪評価・分析≫

年々、路上喫煙率は低下していますが、公園禁煙化や東京都受動喫煙防止条例等の施行による屋内での喫煙の規制強化やインバウンドの増加等に伴い、路上喫煙者の増加が懸念されています。

≪今後の取組≫

路上喫煙・ポイ捨て防止パトロールの効果的な実施や区におけるルールの周知や啓発活動等を行い、更なる路上喫煙・ポイ捨ての減少を目指していきます。(環境保全課　環境美化グループ)

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 路上喫煙・ポイ捨て防止パトロール（資料 P.90）

路上喫煙やポイ捨て対策について、より効果的な施策を展開するため、路上喫煙・ポイ捨てに対して直接指導するパトロールを実施しています。

取組指標	基準値（R5年度）	目標値（R12年度）	目安値（R7年度）	実績（R7年度）	目安値の進捗状況
路上喫煙･ポイ捨て防止パトロールの指導件数	58,774 件 / 年	42,500 件 / 年	42,500 件 / 年	47,256 件 / 年	

≪評価・分析≫

令和7年度は、前年度に比してパトロール回数が減少したため、年間で 3,916 時間、パトロールによる指導は 47,256 件と減少しましたが、路上喫煙に係る苦情やパトロール強化を望む声は増加傾向にあることから、効果的な実施に向け予算化を含めた検討を進める必要があります。

≪今後の取組≫

公園禁煙化や東京都受動喫煙防止条例等の施行による屋内での喫煙の規制強化やインバウンドの増加等に伴い、路上喫煙者の増加も懸念されることから、パトロールを強化し、路上喫煙・ポイ捨てを防止します。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 路上喫煙・ポイ捨て防止等各種啓発（資料 P.90）

路上喫煙やポイ捨てをなくすため、路上への啓発標示や電柱への啓発看板の設置、池袋駅周辺の路上での啓発放送等を行い、区民や来街者へ周知しています。また、区と地元住民、警察と連携して①ポイ捨て防止対策、②客引きへの注意、③違法看板への指導を一斉に行う環境浄化パトロールを実施しています。



路上シール



環境浄化パトロール

取組指標	基準値（R5年度）	目標値（R12年度）	目安値（R7年度）	実績（R7年度）	目安値の進捗状況
路上喫煙･ポイ捨て禁止啓発路上シールの貼付数	171 枚 / 年	200 枚 / 年	179 枚 / 年	100 枚 / 年	

≪評価・分析≫

豊島区内全域が路上喫煙・ポイ捨て禁止であることを周知するため、令和７年度は新たに 100 枚の啓発路上シールを貼付しました。このシールは、区外からの来街者や外国籍の方にも理解してもらえるよう多言語でのデザインとなっています。このような周知活動により、路上喫煙率の減少や喫煙やポイ捨てへの意識の向上につなげていきます。

≪今後の取組≫

豊島区を訪れた誰もが喫煙・ポイ捨てに関するルールを認識できるように、啓発方法について検討していきます。また、環境浄化パトロールの取組も引き続き進めます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 路上喫煙率の調査（資料 P.90）

平成 22 年 10 月より区内での路上喫煙率について、各調査地域で年間 2 回の調査を行っています。

【調査地域】

池袋駅、駒込駅、巣鴨駅、大塚駅、目白駅、椎名町駅、東長崎駅、北池袋駅、下板橋駅、東池袋駅、要町駅、千川駅、雑司が谷駅、西巣鴨駅　　全 14 駅

【調査方法】

午前 8 時 30 分～午前 9 時 00 分の朝方と午後 4 時 30 分～午後 5 時 00 分の夕方の時間帯の 30 分間、通過者に対する喫煙者の割合を調査しています。

喫煙率（%）＝喫煙者÷通過者× 100

≪評価・分析≫

令和７年度の路上喫煙率は 0.02％となり、駅前における路上喫煙者は年々減少傾向にありますが、路地裏や生活道路などでの喫煙及びポイ捨てが依然として課題となっています。

≪今後の取組≫

今後も継続的に調査を行い、路上喫煙対策に活かしていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 指定喫煙所の設置

路上分煙の徹底を図るため、喫煙所を池袋駅周辺に設置しています。



池袋駅西口東京芸術劇場前喫煙所



池袋駅周辺の主な喫煙所
（令和８年４月現在）

≪評価・分析≫

令和７年９月、池袋駅西口にコンテナ型喫煙所を開設し、現在、池袋駅周辺には３カ所の指定喫煙所があります。常時多くの喫煙者の方に利用していただいており、煙の拡散やたばこの吸い殻のポイ捨て等の防止に効果を発揮していると考えています。

≪今後の取組≫

喫煙所の環境整備に努め、喫煙者が利用しやすい環境を整えることにより、分煙を徹底していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 民間事業者等による公衆喫煙所設置等助成（資料 P.90）

令和４年度より、路上喫煙・ポイ捨てや受動喫煙の防止を目的として、一般に利用可能な喫煙所の設置等に係る費用の助成を行っています。

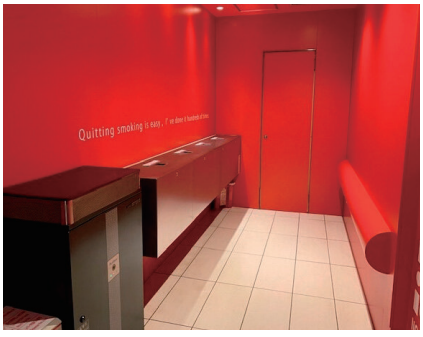

制度を活用し設置された喫煙所

≪評価・分析≫

この制度を活用した公衆喫煙所が令和４年度からの４年間で４件設置されました。多くの喫煙者の方にご利用いただき、路上喫煙やポイ捨て防止の一助になっています。

≪今後の取組≫

事業者に対する制度の周知を図り、さらに公衆喫煙所の設置を進めていきます。

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 街づくりイメージアップの推進（としまシルバースターズ）（資料 P.91）



としまシルバースターズ

お揃いの赤いユニフォームを着用した「としまシルバースターズ（シルバー人材センターへ委託）」が、池袋駅周辺で来訪者等へごみのポイ捨て禁止を周知しながら、ポイ捨てごみの回収等を行っています。

≪評価・分析≫

区民の方だけでなく来街者からも感謝の言葉をいただき、池袋のイメージアップや高齢者のいきがい創出につながっています。

≪今後の取組≫

池袋駅周辺において、通常の活動に加え、区が実施するイベント協力など、今後も意欲的に活動を展開していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● ごみゼロウィーク（資料 P.91）



ごみゼロウィークの様子

令和３年度より名称を変更して、区内 JR 各駅周辺の清掃活動等を行っています。また、クリーンサポーターをはじめとする各団体には、ごみゼロウィークにあわせて、地域での自主的な清掃活動を行っていただいています。

路上喫煙やポイ捨てについては、喫煙者等のモラルやマナーの向上に向けたさらなる取組が必要であり、区民、事業者、区が一体となってキャンペーンを展開しています。

取組指標	基準値（R5年度）	目標値（R12年度）	目安値（R7年度）	実績（R7年度）	目安値の進捗状況
ごみゼロウィークの開催回数	７回／年	８回／年	７回／年	８回／年	

≪評価・分析≫

令和７年度は８回実施し、参加人員が延べ 1,080 人と前年度に比べて増加しています。多くの区民、事業者の方々のご協力のもと、継続的にキャンペーンを実施しています。

≪今後の取組≫

年間実施回数や時代のニーズにあったキャンペーン内容を検討し、効果的な喫煙ルールとポイ捨て禁止の周知を行っていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● ごみゼロデー（資料 P.91）

事業内容	・地域の清掃活動 ・職員清掃活動

毎年５月 30 日を、としまがいちばんきれいになる日「ごみゼロデー」として、区内の町会・商店会・学校・事業所等の関係機関に対し、区内全域での一斉清掃への協力を呼びかけています。

≪評価・分析≫

令和７年度は、活動期間中において雨天が続いたため、前年度の 10,164 人と比べて 5,774 人と参加人数が減少しました。

≪今後の取組≫

更なる参加人数の増加に向け、広く周知を行っていきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● ごみ拾い SNS ピリカ（資料 P.91）

令和４年度より、ごみ拾い SNS ピリカを活用し、区内のごみ拾い活動の参加人数や拾われたごみの数などを把握できるようにしました。誰でも気軽に楽しく清掃活動に参加できる取組を行っています。

ピリカ　ロゴマーク

≪評価・分析≫

令和７年度のピリカを通じての清掃活動の参加人数は 1,470 人でした。前年度より参加人数が減少しているため、新たな周知方法についての検討が課題となっています。

≪今後の取組≫

ピリカの活用についてさらなる周知を行い、清掃活動への意欲向上や参加者同士

の交流を促し、多様な主体と連携した環境美化活動の推進を図ります。（環境保全課 環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 環境美化活動支援（資料 P.91）

環境美化の推進を図るため、自主的に美化清掃活動を行うボランティア等の団体に対し、清掃用具の貸出しを行っています。

≪評価・分析≫

令和７年度は環境美化支援活動により延べ 99 団体・1,334 人の方が清掃活動に取り組んでいただきました。年によって増減はありますが、新たに清掃活動を始める団体も増えており、活動の輪が広がっています。

≪今後の取組≫

清掃用具の貸出し制度について更に周知し、自主的な清掃活動を行う企業・団体を支援していきます。（環境保全課　環境美化グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● 繁殖期のカラス対応（資料 P.91）

毎年、３月から７月にかけてカラスが繁殖期を迎え、巣作りをして卵やヒナを育てます。この時期のカラスは、卵やヒナを守るため巣に近づく人を襲うことがあります。

人を襲うなど緊急を要する場合に、個人宅の巣の撤去や、巣から落下したヒナの回収などの対応をしています。



撤去したカラスの巣

≪評価・分析≫

巣落としや落下ヒナの回収、カラスに関する相談の件数は、年によって増減はあるものの、前年度と比べて大きな変動はありませんでした。

≪今後の取組≫

引き続き緊急対応と合わせて、広報などでカラスの被害を減らす対策を周知していきます。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

● ハクビシン・アライグマ（資料 P.91）

豊島区内でハクビシンやアライグマが目撃されています。見かけただけでは、近づかなければ特に心配ありませんが、屋根裏に入り込まれたり、家庭菜園などが食い荒らされたりすることがあります。

区では、被害が実際に生じている一般住宅内等にハクビシン・アライグマを捕獲するための箱わなを設置しています。



箱わな

≪評価・分析≫

ハクビシン・アライグマに関する相談件数は年によって増減はあるものの、令和７年度は前年度と比べて減少しています。一方、箱わなの設置やハクビシン・アライグマの捕獲件数は前年度と比べて９件増加しました。

≪今後の取組≫

区民からの目撃情報や箱わなの設置場所の提供など、地域と連携してハクビシン・アライグマの被害防止対策の取組を行っていきます。（環境保全課　公害対策グループ）

【関連する環境基本計画の施策の方向】

Ⅳ-2　美しいまちづくりを推進する

② その他の取組指標と成果指標

● 取組指標

取組指標	基準値（R5年度）	目標値（R12年度）	目安値（R7年度）	実績（R7年度）	目安値の進捗状況
環境美化に関する活動への参加人数	12,237人	13,000人	12,500人	7,108人	

● 成果指標

成果指標	基準値（R5年度）	目標値（R12年度）	目安値（R7年度）	実績（R7年度）	目安値の進捗状況
解体工事における大気汚染防止法の基準（アスベストに関する作業基準）適合割合	84%	90%	86%	81%	
事業場からのVOC（揮発性有機化合物）排出量	6,298kg	6,000kg	6,212kg	5,506kg	
路上喫煙率	0.03%	0.02%	0.03%	0.02%	
「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合	35.8%	40.2%	39.2%	38.0%	

≪評価・分析≫

「環境美化に関する活動への参加人数」が目安値を大きく下回ったこともあり、「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について、肯定的な回答をする区民の割合も、令和７年度の目安値を下回る結果となりました。

≪今後の取組≫

区民からの肯定的な回答の割合が高まるよう、路上喫煙・ポイ捨て防止や落書き防止などの環境美化対策を強化し、安全・安心・快適な街づくりを進めていきます。（環境保全課　環境美化グループ・公害対策グループ）